

令和 8 年度 嬭恋村医療技術者等育成奨学生募集要領

嬭恋村医療技術者等育成奨学金は、本村の保健、医療環境の充実を図るため、奨学金の貸与を行うことで、将来嬭恋村において医療業務に従事しようとする方を育成確保することを目的としています。

1 貸付対象者（応募資格） 下記全てに

該当する方を対象とします。

- (1) 嬭恋村内に住所を有する者またはその子
- (2) 次のいずれかの養成施設に在学している学生の方（在学することが確実な方）
 - ①医師法の規定により文部科学大臣が指定した大学
 - ②保健師助産師看護師法の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成施設
 - ③診療放射線技師法の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成施設
- (3) 嬭恋村から他の奨学金を受けていない方
- (4) 将来（資格取得後）、嬭恋村内の医療機関等施設、西吾妻福祉病院に従事しようとする方（医師については開業も含む。）

2 貸付の金額と期間

本奨学金は無利息です。

- (1) 医 師 月額 1 5 万円以内

- (2) 看護師・放射線技師・保健師 月額 8 万円以内

※奨学金の貸付期間は在学する学校における最短修学年数以内とします。

3 連帯保証人

奨学金の貸付を受けようとする方は、連帯保証人を立てる必要があります。

1 人目	本人が未成年の場合	保護者
	本人が成年の場合	父母又はこれに代わる方
2 人目	独立の生計を営む（別世帯の）6 5 歳未満の成年	

4 申請方法 （受付期間は令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）です。）

- (1) 申請時提出書類

ア「嬭恋村医療技術者等育成奨学金貸付申請書」

イ「申請理由書」

ウ「推薦調書」

エ「奨学金申請者及び連帯保証人の住民票の写し」

- (2) 採用面接（令和 7 年 1 2 月下旬頃予定）

面接日時は別途ご案内します。書類審査及び面接により予約奨学生を決定します。

- (3) 入学後の提出書類

ア 養成施設の在学証明書

イ 奨学金請求書

5 貸付の休止・廃止

休学または停学処分を受けた場合は、貸付を休止します。また、次のいずれかに該当した場合は貸付を廃止します。

- ①退学
- ②貸付辞退
- ③死亡
- ④その他貸付の目的を達成する見込が無くなったと認められる場合

6 返還について

- (1) 返還方法 月賦、年賦、一次のいずれかの方法。
- (2) 返還始期 卒業（修了）した月の翌月から起算し、6ヵ月後から返還開始となります。
- (3) 返還期限 貸付月数の3倍の期間内。（例：4年間貸付の場合12年間（144月））
- (4) 遅延金 正当な理由なく返還を怠ったときは、遅延金が課せられます。
- (5) 即時返還

奨学金を返還すべき日から2年を経過しても返還しないときは、奨学生であった方又はその連帯保証人に対して、返還すべき額の全額について即時返還を求める場合があります。

7 返還の猶予及び免除について

- (1) 返還の猶予

申請により返還の猶予を受けることができます。

- ・医師 貸付終了後10年間
- ・医師以外 貸付終了後6年間

- (2) 返還の免除

奨学金の貸付を受けていた者が次のいずれかに該当することとなった場合、奨学金の返還の債務の全部または一部が免除されます。

- ア 奨学金の貸付けを受けていた期間の1.5倍の期間（必要勤務期間）（ただし、この期間が3年に満たない場合は3年。）村内に住所を有し、かつ、村内の医療機関等に継続して勤務したとき。
- イ 死亡したとき。
- ウ 障がいを残す負傷又は疾病を負ったとき。
- エ やむを得ない事情により必要勤務期間を満了できなかったとき。

- (3) 返還の免除の条件

- ア 奨学金の返還を怠っていないこと。
- イ 村税等を滞納していないこと。

<申請窓口・お問い合わせ>

嬭恋村役場 住民課 国保係

〒377-1692 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地

TEL 0279-96-0515

FAX 0279-96-0516

E-mail:juumin@vill.tsumagoi.gunma.jp